14　利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。

利益対応税＝（自己資本費用＋第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

［15・16　略］

別表第２（第６条関係）

第７条第１号及び第２号に規定する事項

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［略］

［表略］

［注　略］

別表第２の２（第６条関係）

第７条第３号及び第４号に規定する割合

第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［略］

［第１表・第２表　略］

別表第３（第８条関係）

第１　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第８条第１項第１号及び第２号に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿）

［略］

［表略］

［注　略］

第２　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿）

［略］

［第１表～第３表　略］

第３　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第８条第２項に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿）

［略］

［表略］

［注　略］

14　利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。

利益対応税＝（自己資本費用＋基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

［15・16　同左］

別表第２（第６条関係）

［同左］

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［同左］

［表同左］

［注　同左］

別表第２の２（第６条関係）

［同左］

適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［同左］

［第１表・第２表　同左］

別表第３（第８条関係）

第１　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第８条第１項第１号及び第２号に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿）

［同左］

［表同左］

［注　同左］

第２　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿）

［同左］

［第１表～第３表　同左］

第３　施行規則第14条第１号ロ並びに第２号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表（第８条第２項に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

（電気通信設備の接続等をしている適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿）

［同左］

［表同左］

［注　同左］

第明治三二十種郵便物認可　五年三月三十一日